

## 下水道使用料の改定について

### 1. 公共下水道事業の概要と現状

下水道は、主として市街地における雨水及び汚水を排除し、又は処理するための施設のことで、雨水の浸水防止、環境衛生の改善、川や海の水質保全など、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要不可欠な都市基盤施設です。

本市の公共下水道事業は、昭和50年度に都市計画を行い、昭和52年度に下水道雨水管の整備に着手し、昭和53年度に供用を開始しました。下水道汚水管の整備は、昭和60年度に着手し、和泉中央丘陵地区における都市再生機構による開発事業や民間の宅地開発が進み、平成28年度末の下水道普及率は87.5%となりましたが、大阪府内の43市町村では32番目と低く、今後も普及推進に取り組んでいく必要があります。

経営面においては、水洗化促進を図るとともに、平成19年度に上下水道部へ統合し、水道事業と共同でできる事務の効率化及び人員配置の適正化を図り、平成23年度からは公営企業会計に移行するなど、経営の効率化に取り組み、その効果により下水道使用料は、平成17年度に改定(平均改定率20%)後、現在まで堅持することができました。

しかし、今後、少子・高齢化による人口減少や節水意識の高まり等による下水道使用料収入への影響や、過去に集中的に実施した下水道整備により累積した企業債の元利償還金の増大、施設の老朽化に伴う維持管理費の増大など、経営環境は年々厳しさを増しつつあります。

### 2. 下水道使用料の基本的な考え方

下水道は、雨水排除(浸水対策)と汚水排除(環境衛生改善と水質保全)という二つの目的を持っており、基本的には雨水に係る処理費用は公共的役割に鑑み「公費(税金)」で、汚水に係る処理費用は「私費(下水道使用料)」で負担すべきものとされています。(雨水公費・汚水私費の原則)

この汚水に係る処理費用を「下水道使用料」で賄うこととなります。これは、汚水を排出する人(水質汚濁の原因者)が特定されていることや、下水道を利用して快適な生活ができる利益を受ける人(環境衛生改善の受益者)が特定されているため、利益を受けている人が経費を負担するべきであるという「受益者負担の原則」の考えによるものです。

### 3. 下水道使用料の改定概要

これまでの経営効率化の取り組みにより、下水道使用料は平成17年度に改定（平均改定率20%）後、現在まで堅持してきました。

しかし、収支見通しにおいて、平成30年度に資金不足が生じ、平成34年度には約10.2億円、平成38年度には約23.5億円の資金不足となる見込みです。

今後も、下水道施設を適切に維持管理し、健全な下水道経営を推進するため、下水道使用料を適正な額に改正しようとするものです。

（主な改正理由）

- ▶ 過去に集中的に実施した下水道整備により累積した企業債償還に充てる資金の確保
- ▶ 下水道施設の老朽化に伴う維持管理費の増加

### 4. 収支見通し・企業債元金償還金と残高の推移

収支見通し【改定前】

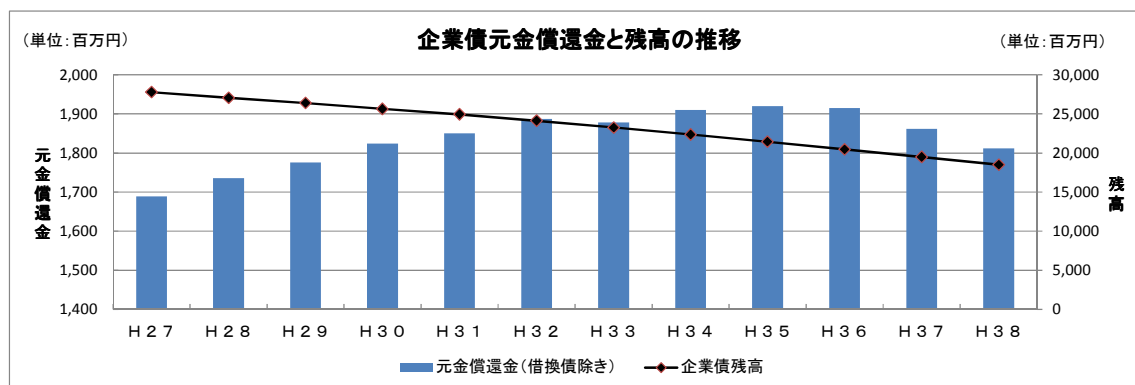
（単位：百万円）

		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
収益的収支	収益的収入	3,813	3,847	3,828	3,801	3,800	3,796	3,785	3,775
	収益的支出	3,720	3,722	3,733	3,735	3,735	3,736	3,725	3,719
	純損益	93	125	95	66	65	60	60	56
資本的収支	資本的収入	1,513	1,858	1,778	1,724	1,971	1,902	1,441	1,433
	資本的支出	2,553	2,989	2,841	2,878	3,095	3,142	2,718	2,751
	差引	△ 1,040	△ 1,131	△ 1,063	△ 1,154	△ 1,124	△ 1,240	△ 1,277	△ 1,318
資金残高		127	48	6	△ 146	△ 259	△ 482	△ 732	△ 1,016

企業債元金償還金と残高の推移

（単位：百万円）

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
元金償還金(借換債除き)	1,689	1,736	1,776	1,824	1,850	1,887	1,878	1,910	1,920	1,915	1,862	1,812
企業債残高	27,783	27,050	26,383	25,651	24,944	24,126	23,271	22,375	21,438	20,473	19,491	18,498



5. 改定内容

平均改定率：13%

算定期間：平成30年度から平成34年度の5年間

改定時期：平成30年4月1日施行

平成30年5月分として徴収する下水道使用料から適用

収支見通し【改定後】

(単位:百万円)

		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
収益的収支	収益的収入	3,813	3,847	3,828	4,033	4,054	4,051	4,040	4,031
	収益的支出	3,720	3,722	3,733	3,735	3,735	3,736	3,725	3,719
	純損益	93	125	95	298	319	315	315	312
資本的収支	資本的収入	1,513	1,858	1,778	1,724	1,971	1,902	1,441	1,433
	資本的支出	2,553	2,989	2,841	2,878	3,095	3,142	2,718	2,751
	差引	△ 1,040	△ 1,131	△ 1,063	△ 1,154	△ 1,124	△ 1,240	△ 1,277	△ 1,318
資金残高		127	48	6	86	227	259	264	236

下水道使用料 現行と改定後の単価表

【1か月】消費税抜き

		現行		13% 改定後 (円)
		改定日	H17.4.1	
		平均改定率	20%	
		水量 (m <sup>3</sup> )	(円)	
一般汚水	基本料金	-	460	520
	従量料金	1-10	50	56
		11-20	108	122
		21-30	120	136
		31-50	132	150
		51-100	156	177
		101-300	180	204
		301-500	204	231
		501-1000	234	265
		1001-5000	246	279
		5001-	258	292

下水道使用料 使用水量別改定額表

【1か月】

	水量 (m <sup>3</sup> )	現行 (円)		改定後 (円)		差額 (円)	
		消費税込み	消費税抜き	消費税込み	消費税抜き	消費税込み	消費税抜き
一般 汚水	10	1,036	960	1,166	1,080	130	120
	20	73.4 円/日 2,203      2,040		82.8 円/日 2,484      2,300		9.4 円/日 281      260	
	50	6,350	5,880	7,192	6,660	842	780
	100	14,774	13,680	16,750	15,510	1,976	1,830
	200	34,214	31,680	38,782	35,910	4,568	4,230
	500	97,718	90,480	110,710	102,510	12,992	12,030
	1000	224,078	207,480	253,810	235,010	29,732	27,530
	5000	1,286,798	1,191,480	1,459,090	1,351,010	172,292	159,530

(参考) 過去の料金改定

施行日	平均改定率
昭和61年 7月 1日	60% (一般家庭26%)
平成 2年 4月 1日	16%
平成 9年 4月 1日	24%
平成13年 9月 1日	15%
平成17年 4月 1日	20%
平成30年 4月 1日	13%